

保育認定希望者用
(R7.11発行)

令和8年度 保育の利用のごあんない (暫定版)

お問い合わせ先

門司区役所保健福祉課
門司区清滝一丁目1番1号 TEL:331-1891

小倉北区役所保健福祉課
小倉北区大手町1番1号 TEL:582-3434

小倉南区役所保健福祉課
小倉南区若園五丁目1番2号 TEL:951-1032

若松区役所保健福祉課
若松区浜町一丁目1番1号 TEL:761-5926

八幡東区役所保健福祉課
八幡東区中央一丁目1番1号 TEL:671-6882

八幡西区役所保健福祉課
八幡西区黒崎三丁目15番3号 TEL:642-1448

戸畑区役所保健福祉課
戸畑区千防一丁目1番1号 TEL:881-9126

子ども家庭局こども施設企画課
小倉北区内1番1号 TEL:582-2412
TEL:582-2550

ホームページのご紹介

「保育に関すること」
https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kurashi/menu01_0152.html

「子育てマップ北九州」
<https://kitakyushu-city.mamafre.jp/>



保育所等の利用にかかるオンライン申請

保育所等の新規入所申込みは、オンライン申請が可能です。
詳しくは、こちらでご確認ください。
<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/12100160.html>



目次

1 「教育・保育給付認定」と「利用できる施設や事業」	1
2 保育認定(2号認定 3号認定)における「保育を必要とする事由」	2
3 保育を利用できる時間帯	3
4 保育の利用手続きの流れ	3
5 給付認定申請(2号認定 3号認定)及び保育の利用申込み	4
6 支給認定決定通知書(2号認定 3号認定)の交付	4
7 利用調整	5
8 利用先の決定から利用まで	5
9 給付認定後及び保育利用開始後の提出書類等	5
10 保育料	6
11 各保育施設のご案内	7
12 各種保育事業のご案内	10
13 北九州市内保育施設一覧	13
14 利用調整基準表	25
各保育施設・事業所の位置図	27

こども まんなか

※本冊子は、保育所、認定こども園(保育部分)及び地域型保育(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育)の利用を希望する方向けです。
※本冊子に掲載している情報は、令和7年11月1日現在のものであり、各施設や事業者の情報が変更となる可能性があります。

北九州市ホームページで保育所等の受入可能児童数を公開しております。

北九州市公式LINEアカウントに登録していただくと、
受入可能児童数の公開日の12時にお知らせが届きます。
登録と受信設定の方法については、QRコードからアクセスしてください。



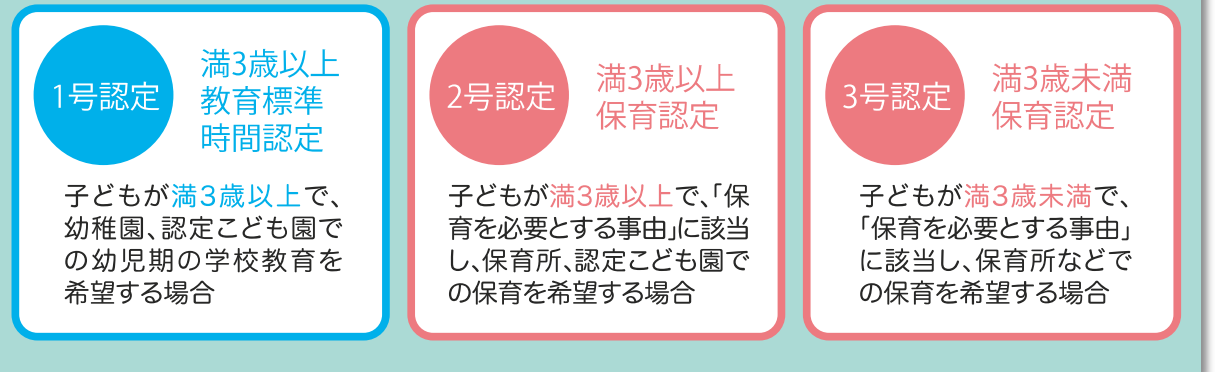
1 「教育・保育給付認定」と「利用できる施設や事業」

教育・保育給付認定とは

保育所、認定こども園、地域型保育（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育）及び幼稚園の利用を希望する保護者の方は、**利用のための認定（教育・保育給付認定）**を受ける必要があります。（以下「給付認定」と表記します。）
子どもの年齢や家族の状況に応じて、次の3つの区分に認定されます。

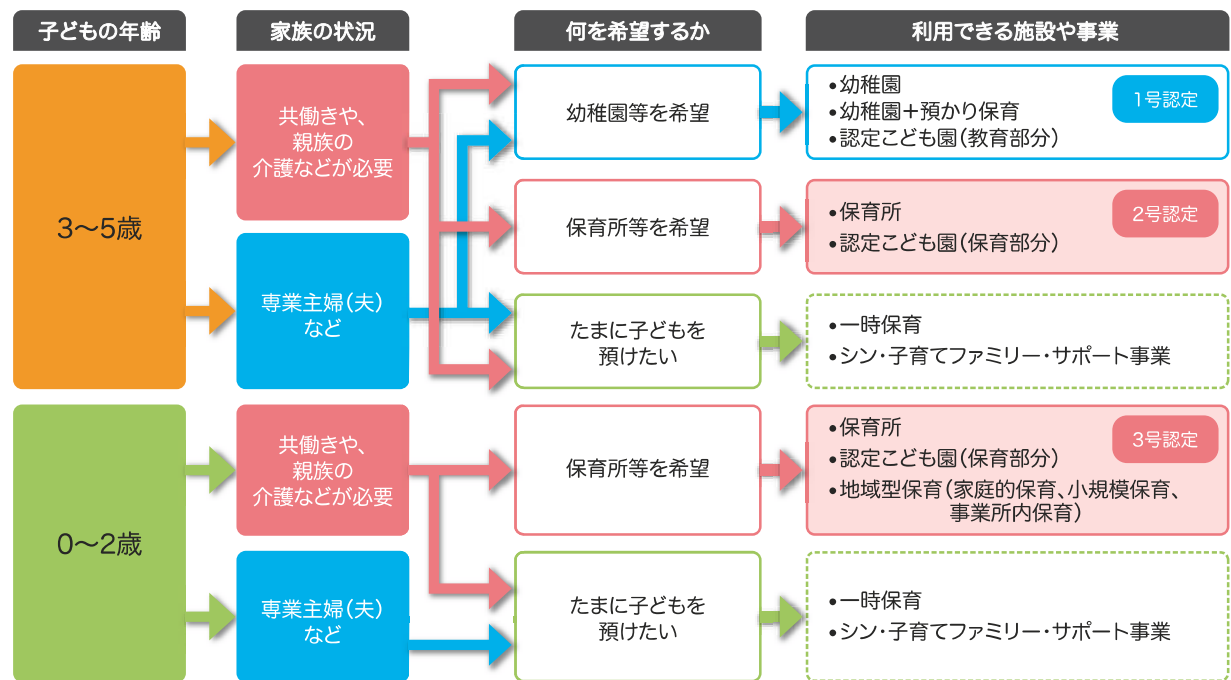
<3つの認定区分>

※「保育を必要とする事由」については、P2「2 保育認定における『保育を必要とする事由』」をご確認ください。



利用できる施設や事業

子どもの年齢や家族の状況、希望内容に応じて、保育所及び認定こども園などの施設や、家庭的保育、小規模保育及び事業所内保育などの事業を利用することができます。



<幼稚園、認定こども園（教育部分）の利用を希望する場合>

幼稚園、認定こども園（教育部分）の利用を希望する場合は、直接、各園にお申込みいただき、各園を経由して市が給付認定（**1号認定**）を行います。詳しくは、各園又は子ども家庭局こども施設企画課までお問い合わせください。

※新制度の対象となる幼稚園と対象ではない幼稚園があります。

<シン・子育てファミリー・サポート事業の利用を希望する場合>

シン・子育てファミリー・サポート事業とは、地域で子育ての援助を行いたい人と子育ての援助を受けたい人とで、ボランティア組織をつくり、会員同士で子どもの預かりや送迎など子育てサービスを行うものです。

【お問い合わせ先】シン・子育てファミリー・サポートセンター TEL: 093-511-3081

2 保育認定（2号認定 3号認定）における「保育を必要とする事由」

保育所、認定こども園（保育部分）及び地域型保育（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育）の利用を希望する場合は、**保育認定（2号認定 3号認定）**を受ける必要があります。

保育認定は、**保護者のいずれもが「保育を必要とする事由」に該当する場合に認定**されます。

また、「保育を必要とする事由」に応じて、「**保育を利用できる時間（保育必要量）**」や「**保育を利用できる期間（有効期間）**」が決められます。

保育を必要とする事由	保育必要量(1日)		有効期間
	8時間	11時間	
① 就労 1か月60時間以上労働することを常態としていること	●	●	2号認定:小学校就学の始期に達するまでの期間 3号認定:満3歳に達する日の前日までの期間 ※保育を必要とする事由に該当していれば、小学校就学前まで継続して保育を利用できます。
② 妊娠・出産 妊娠中または出産後間がないこと（出産前後8週間）	●	●	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間（出産の予定日以前8週間に当たる日が属する月の初日から利用できます。）
③ 保護者の疾病、負傷、障害 疾病や負傷又は精神や身体に障害があること	●	●	2号認定:小学校就学の始期に達するまでの期間 3号認定:満3歳に達する日の前日までの期間 ※保育を必要とする事由に該当していれば、小学校就学前まで継続して保育を利用できます。
④ 同居親族の常時介護・看護 同居親族には、長期入院等をしている親族等を含む 1日4時間以上かつ週3日以上介護、看護にあっていること	●	●	2号認定:小学校就学の始期に達するまでの期間 3号認定:満3歳に達する日の前日までの期間 ※保育を必要とする事由に該当していれば、小学校就学前まで継続して保育を利用できます。
⑤ 災害復旧 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあっていること	●	●	
⑥ 求職活動 求職活動を継続的に行っていること（起業準備を含む。）	●	—	90日が経過する日が属する月の末日までの期間
⑦ 就学 学校教育法に規定する学校等に在学していることのほか、職業訓練校等における職業訓練を含む	●	●	卒業(終了)予定日が属する月の末日までの期間
⑧ 育児休業取得中に継続利用が必要であること 育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて、休業中も継続利用することが必要と認められること	●	—	【次年度に小学校就学を控えている場合】 小学校就学の始期に達するまでの期間 【上記以外の場合】 原則、生まれた子が満1歳(パパママ育休プラスの特例制度に該当する場合は1歳2か月)となる月の末日、または育児休業の終了日の属する月の末日までのいずれか早い方(ただし、保育所に入れない等の事情がある場合は、最大2歳まで延長可能)

保育を利用できる時間(保育必要量)は

保育標準時間

(1日最大11時間までの保育を利用可能)

保育短時間

(1日最大8時間までの保育を利用可能)

の2つの区分に分かれます。

① 就労 ④ 同居親族の常時介護・看護 ⑦ 就学の事由については、当該事由に要する時間が、月120時間以上の場合には原則「**保育標準時間**」認定となり、月120時間未満の場合には原則「**保育短時間**」認定となります。
※月120時間未満の場合でも、常態(月10日以上)として、当該事由に要する時間(通勤時間等を含む)が施設等が設定する保育短時間の受入時間帯(8時間)を超える場合は、「**保育標準時間**」認定とすることも可能です。
② 妊娠・出産 ③ 保護者の疾病、負傷、障害 ⑤ 災害復旧の事由については、原則「**保育標準時間**」認定となりますが、保護者の希望により「**保育短時間**」認定とすることも可能です。

表紙と本ページの間に見開きになるように広告ページを挿入。

3 保育を利用できる時間帯

【保育標準時間】 フルタイム就労などが対象。各施設や事業者の開所（園）時間（延長保育開所（園）時間を除く。）の範囲内で、1日最大11時間までの保育を利用できます。

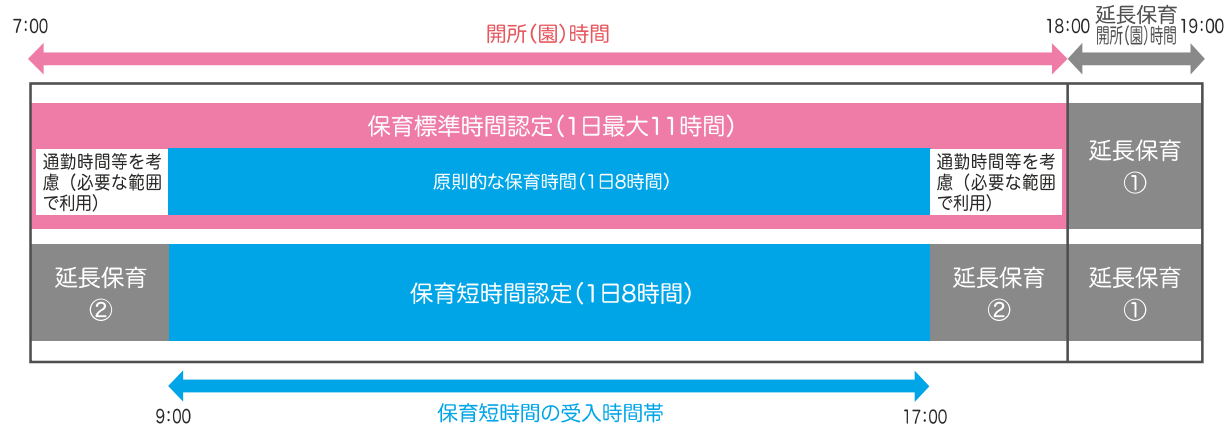
【保育短時間】 パートタイム就労などが対象。各施設や事業者が設定する保育短時間の受入時間帯（8時間）の範囲内で、1日最大8時間までの保育を利用できます。

※保育短時間の受入時間帯は、開所（園）時間内（延長保育開所（園）時間を除く。）で設定されます。

※各施設や事業者の開所（園）時間や保育短時間受入時間帯については、各区役所保健福祉課にてご確認ください。

＜保育を利用できる時間帯の例＞

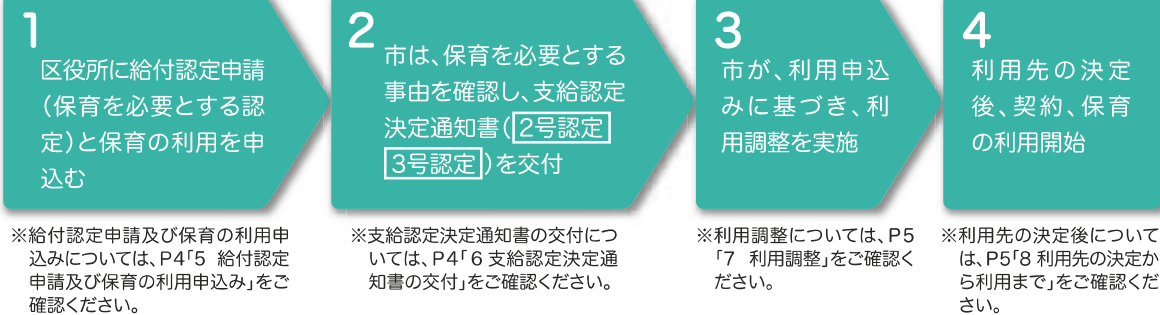
※以下の例は、開所（園）時間（延長保育開所（園）時間を除く。）が11時間あり、かつ18時以降の延長保育を実施している保育所の場合で、各施設が設定する保育短時間の受入時間帯を9時～17時と設定している場合のものであります。



延長保育について…

保育を利用できる時間帯（上記のとおり）を超えて保育を利用する場合は、延長保育①②の扱いとなります。利用にあたっては、保育料とは別に、延長保育①②それぞれの利用料が必要となります。※詳しくは、P10「延長保育」をご確認ください。

4 保育の利用手続きの流れ



※新規の利用申込みについては、オンラインでも申請できます。詳しくは本冊子裏面のQRコードからご確認ください。

5 給付認定申請（2号認定 3号認定）及び保育の利用申込み

(1) 給付認定申請（2号認定 3号認定）及び保育の利用申込みは、お住まいの区の区役所保健福祉課にて受付しています。次の申請期間内に、必要書類を提出してください。

利用開始（希望）月	申込締切日 (申請書類を紙で提出する場合)	留意事項
令和7年11月～令和8年1月	利用希望日の前月15日	15日が閉庁日のときは、その前開庁日まで
2月	1月上旬	
3月	1月下旬	
4月	(1次申込期間) 11月1日～1月下旬	11月1日が閉庁日のときは、その翌開庁日から 1次調整で利用先が決定しない場合は、自動的に2次調整の対象となります。
	(2次申込期間) 1次申込締切日翌日～3月上旬	
5月～令和9年1月	利用希望日の前月上旬～中旬	

※具体的なスケジュールについては、ホームページ等でお知らせします。

※オンライン申請は締切日が異なりますので、ホームページ等でご確認ください。

※保育の利用申込みの対象となる施設や事業は、保育所、認定こども園（保育部分）及び地域型保育（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育）です。

※事業所内保育の従業員枠の利用を希望する場合は、当該事業所でも申請を行うことができます。

※認定こども園（保育部分）の利用を希望する場合は、別途、園に入園願書の提出が必要な場合がありますので、希望する園にご確認ください。（願書の配布等については、直接、園までお問い合わせください。）

(2) 申込に必要な書類は以下のとおりです。（申請書等は、各区役所保健福祉課にて配布しています。）

①教育・保育給付認定申請書 兼 利用調整申込書（児童1人につき1枚）

※申請時には、運転免許証などの本人確認書類の提示をお願いする場合があります。

②保育を必要とする証明書（就労証明書兼保育要件申立書）

※保護者全員分の提出が必要です。

※状況に応じて、診断書等の添付書類が必要となる場合があります。

③母子健康手帳（保育利用希望児童の4か月、7か月、1歳6か月、3歳児健康診査の記録があるもの）

④保育料口座振替依頼書・自動払込利用申込書 [3号認定]

※市外からの転入者は、市町村民税額のわかる証明書類を提出していただく場合があります。

※保護者等の状況により、提出していただく書類が異なります。詳しくは、お住まいの区の区役所保健福祉課までお問い合わせください。

※必要書類が揃わない場合は、受付ができないことがあります。

6 支給認定決定通知書（2号認定 3号認定）の交付

(1) 市は、提出された書類などで保護者の状況等を確認し、保育を必要とする状態にあると認定した場合は、支給認定決定通知書を交付します。

(2) 給付認定にあたっては、以下の事項を決定し、支給認定決定通知書に記載します。

① 区分：子どもの年齢に応じて、給付認定の区分を決定します。

[2号認定] 保育を必要とする満3歳以上の子ども

[3号認定] 保育を必要とする満3歳未満の子ども

② 保育必要量：保育を必要とする事由及びその状況に応じて、保育を利用できる時間を決定します。

[保育標準時間] 1日最大11時間までの保育を利用可能

[保育短時間] 1日最大8時間までの保育を利用可能

③ 有効期間：保育を必要とする事由に応じて、保育を利用できる期間を決定します。

7 利用調整

- (1) 市は、給付認定を行った子どもについて、保育の利用の申込みがある場合は、各施設や事業の利用者を決定するための利用調整を行います。
利用調整は、毎月、利用開始日（原則各月1日）の前月の16日以降に行います。ただし、2月利用開始分は1月上旬、3月利用開始分は1月下旬、4月利用開始分は1次調整を2月中旬、2次調整を3月上旬に行います。
※利用調整の対象となる施設や事業は、保育所、認定こども園（保育部分）及び地域型保育（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育（地域枠））です。
- (2) 利用調整は、P25「14 利用調整基準表」に基づき、保護者や子どもの状況に応じて優先順位を決定したうえで、実施します。
- (3) 利用調整の結果、利用先が決定しなかったものの、保護者に利用先決定まで待機する意思がある場合は、引き続き、翌月以降も利用調整を行います。
※提出された必要書類は、保護者から取り下げの連絡がない限り、引き続き、利用調整の資料として使用します。就労状況や世帯状況に変更があった場合は、必ずお住まいの区の区役所保健福祉課に届け出てください。

8 利用先の決定から利用まで

- (1) 利用調整の結果、利用予定先が決定した場合は、文書等によりお知らせします。
- (2) 市からのお知らせに従い、利用予定先にて面接を受けていただきます。面接は、利用開始後の保育に役立てるために児童の健康状態等を把握するものであり、保護者及び児童と施設長等の三者で行います。
- (3) 認定こども園（保育部分）又は地域型保育（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育）を利用する場合は、別途、利用する施設又は事業者と契約を交わす必要があります。（保育所の場合は不要です。）
- (4) 保育所、認定こども園（保育部分）及び地域型保育（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育）の利用開始日は、原則、毎月1日付となります。
※家庭的保育については、生後57日目が属する月に限って、月途中の利用開始が可能です。

9 給付認定後及び保育利用開始後の提出書類等

- (1) 世帯の状況に変更があったときは、その都度1週間以内に各区役所保健福祉課に届け出るとともに、必要に応じた書類（「就労証明書」「診断書」など）を提出してください。
＜世帯状況の主な変更例＞
 - ・保護者及び子どもの氏名、居住地、連絡先に変更があったとき。
 - ・世帯員の増減（出産、婚姻、離婚など）があったとき。
 - ・保護者の転職や離職があったとき。
 - ・保育を必要とする事由に変更があったとき。※提出が遅れた場合、遡って保育料が変更となる場合がありますので、ご注意ください。
- (2) 少なくとも年1回、保育を必要とする事由の確認を行うために、「就労証明書」及び事由に応じた必要書類（診断書など）を提出していただきます。
- (3) 給付認定の有効期間満了前に、保育所、認定こども園（保育部分）及び地域型保育（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育）の利用をやめる場合は、各区役所保健福祉課に届け出てください。



※保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、給付認定が取り消されることがあります。給付認定が取り消されると、保育を利用することができなくなります。

育児休業取得中の保育の継続利用について…

保護者が育児休業を取得する際、既に保育を利用している児童が保育の継続利用を希望する場合は、「育児休業にかかる継続利用申請書」育児休業の取得期間が明記された「就労証明書」などを提出してください。

10 保育料

- (1) 3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子どもたちの保育料は無償です（食材料費については、保護者の皆様のご負担となります）。
- (2) 3歳未満児の保育料は、子どもの年齢（年度当初の年齢）、保育必要量（保育標準時間・保育短時間）、父母等扶養義務者の市民税（4月～8月は前年度分、9月～3月は当年度分）の合計額により決定します。子どもの年齢が年度途中で3歳に達した場合でも、その年度中は3歳未満児の額を適用します。ただし、住民税非課税世帯の子どもたちの保育料は無償です。
※指定都市における市民税の標準税率が8%に変更されていますが、保育料算定における市民税の税率は旧税率（6%）により算定します。
- (3) 第2子以降の保育料は無償です。上の子どもの保育所等の利用の有無や年齢にかかわらず、生計を同一にしている子どものうち、最年長者を第1子、その下の子を第2子とカウントします。
- (4) ひとり親世帯・在宅障害児（者）のいる世帯で、父母等の市民税所得割課税額が77,101円未満の世帯については、第1子も軽減措置があります。
- (5) 保育料は、利用開始時に決定後、毎年4月と9月に保育料決定通知書でお知らせします。
- (6) 月の途中で利用を終了する場合には、日割計算となりますので、お早めにお知らせください。
- (7) 以下の場合、保育料が変更されることがありますので、速やかに各区役所保健福祉課へ届け出てください。
 - ① 保育料決定後に市民税額が変更になった場合
 - ② 父母等扶養義務者や世帯に変更があった場合（離婚、再婚など）
 - ③ 同一世帯員が身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を取得又は喪失した場合や、特別児童扶養手当・障害基礎年金等を受給開始又は終了した場合（上記（4）の軽減対象となる世帯）

＜市民税について＞

- ・市税事務所市民税課又は税務課へ所得等を申告する必要があります。ただし、前年中の所得が給与所得だけで、勤務先から市税事務所へ給与支払報告書が提出されている人、又は、所得税の確定申告をした人は申告の必要はありません。
- ・北九州市外からの転入の場合、市民税所得割課税額がわかる書類の提出が必要な場合があります。
- ・上記の申告や書類の提出を依頼したにも関わらず、ご提出がない場合は、保育料を一旦最高額で決定することがあります。
- ・階層区分認定の基礎となる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。

＜保育料の納付について＞

納期限を過ぎた場合、納付された日及び保育料額に応じて、延滞金が増加されることがあります。

災害、疾病等の事情により保育料の負担が困難な場合は、各区役所保健福祉課にご相談ください。保育料とは別に、各施設や事業者が定める費用をお支払いいただく場合があります。

- 保育所の場合
 - ・毎月末（納期限）までに北九州市に納めてください。
 - ・保育料の納付は口座振替でお願いします。
 - ・納期限までに納付がない場合には督促、電話や文書の催告を行います。督促しても納付のない場合は、資産調査や給与調査を行い、財産を差し押さえることがあります。
- 認定こども園（保育部分）、地域型保育（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育）の場合
 - ・各事業者が定める納期限までに、指定する方法（口座振替など）で納めてください。詳しくは、各事業者に直接ご確認ください。
 - ・各施設や事業者からの再三にわたる督促や催告に応じない状況（悪質な対応）が続くと、利用契約を解除されることがあります。

11 各保育施設のご案内

保 育 所

保育所とは、保護者が働いていたり、病気にかかっているなどの理由で、家庭で子どもの保育を行うことができない場合(保育を必要とする場合)に、保護者に代わって保育することを目的とした施設です。

- ① 対象となる子ども … 2号認定(満3歳以上) 3号認定(満3歳未満)
- ② 開 所 日 … 月曜日～土曜日
※ただし、祝休日及び12月29日～翌年1月3日は休み。
- ③ 開 所 時 間 … 7時30分～17時50分
(延長保育開所時間除く)
※各保育所の開所時間については、各区役所保健福祉課にてご確認ください。
※延長保育開所時間については、P10「延長保育」をご確認ください。
※18時以降の延長保育に対応する保育所は、7時から18時まで開所しています。
(一部保育所を除く。)
- ④ 利用できる期間 … 概ね生後6か月から小学校就学前の3月31日までで、保育を必要とする期間(給付認定の有効期間)利用できます。

<乳児専門保育所>

概ね生後3か月から3歳になった年度の末日(3月31日)までで、保育を必要とする期間(給付認定の有効期間)利用できます。

※ただし、利用開始は3歳未満児までに限られます。

<乳児受入保育所>

概ね生後3か月から小学校就学前の3月31日までで、保育を必要とする期間(給付認定の有効期間)利用できます。

※利用の開始日(入所日)は、原則、各月1日からです。

※集団生活への適応等を目的として、利用開始後一定の期間、ならし保育(通常よりも短い時間に限定して保育すること)を行うことがあります。

※利用開始後に、保育を必要とする事由が変更となり、給付認定の有効期間が変更となった場合は、その期間に応じて利用できる期間も変更となります。また、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、給付認定の取消しとともに、保育を利用することができなくなります。

<育児休業からの復帰等の場合>

育児休業からの復帰※1や、新たに就労・就学する場合は、利用開始月の翌月概ね14日(土日祝の場合は翌開所日)までに復帰(または就労・就学)することが条件となります。※2

※1 育児休業取得時点の職場に復帰することが必要です。

※2 条件を満たしていないことが判明した場合は、利用の決定を取消し、退所になることがあります。

- ⑤ 給 食 … 3歳未満児は完全給食(主食及び副食)です。3歳以上児は、副食(おかず)のみのため、主食(ごはんやパン)を持たせてください。
- ⑥ 送 迎 … 保護者が責任を持って行ってください。
お子さんが急に発熱したり体調が悪化した場合は、迎えに来ていただくことがあります。
- ⑦ そ の 他 … 各保育所の保育方針、1日の過ごし方、年間行事等については、直接、各園までお問い合わせください。
- ⑧ 対 象 施 設 … P13以降の「13 北九州市内保育施設一覧」をご確認ください。
・指定管理保育所 … 民間の社会福祉法人等が市の施設の運営、管理を行っている保育所です。現在の指定管理期間は令和3年4月～令和8年3月。次期指定管理期間は、令和8年4月～令和13年3月まで。

認定こども園(保育部分)

認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の機能をあわせ持った施設です。

- ① 対象となる子ども … 2号認定(満3歳以上) 3号認定(満3歳未満)
- ② 開 園 日 … 原則、月曜日～土曜日 ※ただし、祝休日及び12月29日～翌年1月3日は休み。
- ③ 開 園 時 間 … 原則、11時間(各園によって異なります。)
- ④ 利用できる期間 … 小学校就学前の3月31日までで、保育を必要とする期間(給付認定の有効期間)利用できます。受入開始年齢は各園によって異なります。
※利用開始後に、保育を必要とする事由が変更となり、給付認定の有効期間が変更となった場合は、その期間に応じて利用期間も変更となります。また、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、給付認定の取消しとともに、保育を利用することができなくなります。
- ⑤ 給 食 … 保育所に準じます。
- ⑥ 送 迎 … 送迎バスを利用できる場合があります。
お子さんが急に発熱したり体調が悪化した場合は、迎えに来ていただくことがあります。
- ⑦ そ の 他 … 各園に関する情報(開園時間帯や受入開始年齢など)については、各区役所保健福祉課又は各園にてご確認ください。
※各園の教育及び保育の方針、1日の過ごし方、年間行事等については、直接、各園までお問い合わせください。
- ⑧ 対 象 施 設 … P13以降の「13 北九州市内保育施設一覧」をご確認ください。

<認定こども園(教育部分)の場合>

上記は、認定こども園の保育部分についてのものであり、認定こども園は教育部分の受入も行っています。

- 対象となる子どもは、1号認定(満3歳以上)です。
- 入園受付は、各園で行っていますので、直接、各園までお問い合わせください。
- 各園を経由して、市が給付認定(1号認定)を行います。

※満3歳以上の子どもについては、保育を必要とする事由に該当しなくても、継続して利用することができます。(保護者の就労状況等の変化に左右されません。)

地 域 型 保 育

地域型保育とは、保育所や認定こども園よりも少人数の単位で、保育を必要とする0歳～2歳の子どもの預かり、子どもの発達段階に応じたきめ細かな保育を行う事業です。

市内の地域型保育は、「家庭的保育」「小規模保育」「事業所内保育」があります。

※各地域型保育事業には連携施設(保育所、幼稚園など)が設定されており、集団保育を体験するための機会を提供するなどの保育内容の支援を受けたり、卒園後も保育を希望する場合は連携施設の定員の範囲内において利用することができます。

家庭的保育

※家庭的な雰囲気のもとで定員5人以下の保育を行います。

- ① 対象となる子ども … 3号認定(満3歳未満)
- ② 開 所 日 … 月曜日～土曜日
※ただし、祝休日及び12月29日～翌年1月3日は休み。
- ③ 開 所 時 間 … 7時30分～17時50分

- ④ 利用できる期間 …生後57日目から原則3歳になるまで（最長3歳に到達後の最初の年度末まで）保育を必要とする期間（給付認定の有効期間）利用できます。
※利用開始後に、保育を必要とする事由が変更となり、給付認定の有効期間が変更となった場合は、その期間に応じて利用期間も変更となります。また、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、給付認定の取消しとともに、保育を利用することができなくなります。
- ⑤ 給食 …給食を提供します。（主食及び副食）
- ⑥ 送迎 …保護者が責任を持って行ってください。
お子さんが急に発熱したり体調が悪化した場合は、迎えに来ていただくことがあります。
- ⑦ 対象施設 …P13以降の「13 北九州市内保育施設一覧」をご確認ください。

小規模保育

※定員6人以上19人以下で家庭的保育に近い雰囲気で行います。

- ① 対象となる子ども …**3号認定**（満3歳未満）
- ② 開所日 …月曜日～土曜日
※ただし、祝休日及び12月29日～翌年1月3日は休み。
- ③ 開所時間 …原則、11時間（各事業者によって異なります。）
- ④ 利用できる期間 …概ね生後6か月から原則3歳になるまで（最長3歳に到達後の最初の年度末まで）保育を必要とする期間（給付認定の有効期間）利用できます。
※利用開始後に、保育を必要とする事由が変更となり、給付認定の有効期間が変更となった場合は、その期間に応じて利用期間も変更となります。また、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、給付認定の取消しとともに、保育を利用することができなくなります。
- ⑤ 給食 …給食を提供します。（主食及び副食）
- ⑥ 送迎 …保護者が責任を持って行ってください。
お子さんが急に発熱したり体調が悪化した場合は、迎えに来ていただくことがあります。
- ⑦ 対象施設 …P13以降の「13 北九州市内保育施設一覧」をご確認ください。

事業所内保育

※定員が20人以上の保育所型事業所内保育と、定員が19人以下の小規模型事業所内保育があり、会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。

- ① 対象となる子ども …**3号認定**（満3歳未満）
- ② 開所日 …月曜日～土曜日
※ただし、祝休日及び12月29日～翌年1月3日は休み。
- ③ 開所時間 …原則、11時間（各事業者によって異なります。）
- ④ 利用できる期間 …概ね生後6か月から原則3歳になるまで（最長3歳に到達後の最初の年度末まで）保育を必要とする期間（給付認定の有効期間）利用できます。
※利用開始後に、保育を必要とする事由が変更となり、給付認定の有効期間が変更となった場合は、その期間に応じて利用期間も変更となります。また、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、給付認定の取消しとともに、保育を利用することができなくなります。
- ⑤ 給食 …給食を提供します。（主食及び副食）
- ⑥ 送迎 …保護者が責任を持って行ってください。
お子さんが急に発熱したり体調が悪化した場合は、迎えに来ていただくことがあります。
- ⑦ 対象施設 …P13以降の「13 北九州市内保育施設一覧」をご確認ください。

12 各種保育事業のご案内

延長保育

- 対象となる子ども …保育所、認定こども園（保育部分）、地域型保育（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育）の利用者（**2号認定**・**3号認定**）
- 内容 …保護者のやむを得ない事情により、保育必要量に応じた保育を利用できる時間帯（P3「3 保育を利用できる時間帯」参照）を超えて保育が必要となる場合は、利用中の施設や事業者にて延長保育を利用することができます。
【保育標準時間の方】通常の保育時間（保育所の場合は18時以降）を超えて保育を利用する必要がある場合は、延長保育の利用となります。
【保育短時間の方】各施設や事業者が設定した受入時間帯（8時間）を超えて、保育を利用する必要がある場合は、延長保育の利用となります。

<延長保育の時間帯及び実施施設>

- 保育所の場合、延長保育を利用すると、19時までの必要とする範囲で、保育を受けることができます。
※あじさい保育所（八幡西区）、てんらいじほいくえん（戸畑区）のみ、20時までの延長保育に対応します。
 - 18時以降の延長保育に対応できない施設や事業者もあります。
 - 18時以降の延長保育に対応する保育所については、P13以降の「13 北九州市内保育施設一覧」をご確認ください。
 - 18時以降の延長保育に対応する保育所は、7時から開所しています。（一部保育所を除く。）
- ※各施設や事業者が設定する開所（園）時間（保育短時間受入時間帯含む）、延長保育開所（園）時間は、施設・事業者によって異なります。詳しくは、各区役所保健福祉課又は各施設・事業者にご確認ください。

<利用手続き及び料金について>

- 延長保育の利用手続きは、給付認定申請及び保育の利用の申込みとは別に行う必要があります。また、通常の保育料とは別に、延長保育の利用料が必要となります。
※延長保育の利用申込み等については各施設・事業者にご確認ください。

一時保育

- 対象となる子ども …保育所、認定こども園、地域型保育（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育）及び幼稚園に在籍していない小学校就学前子ども。給付認定は必要ありません。
- 内容 …家庭での保育が一時的に困難になった場合に、保育所で保育します。
【断続的保育サービス】保護者の短期の仕事などの場合（週3日を限度に利用可能）
【緊急保育サービス】保護者の病気、出産などの場合（利用する日から14日を限度に利用可能）
【育児リフレッシュ保育サービス】保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担の解消（週3日を限度に利用可能）
- 利用時間 …9時～17時
- 利用手続き及び料金 …利用の申込みは、お住まいの区の区役所保健福祉課にて受付けています。利用料が必要です。
（利用料が無償化の対象となる場合があります。詳しくは各区役所保健福祉課にお問い合わせください。）
- 実施施設 …P13以降の「13 北九州市内保育施設一覧」をご確認ください。

※認定こども園の一時保育の利用手続き及び利用料等の詳細については、各園にご確認ください。

※ご利用をお考えの際は、区役所保健福祉課にまずはご相談ください。

※前もって利用希望日が決まっている場合は、早めにご相談ください。

（直前の申請では、受入調整が間に合わない場合もあります。）

夜間保育

- 対象となる子ども … **2号認定** (満3歳以上) **3号認定** (満3歳未満)
※保護者の夜間就労のため、夜間保育を必要とする子どもが対象。
 - 内 容 …保護者の就労形態の多様化による夜間の保育ニーズに対応し、保育所で保育します。
 - 実施施設 …小倉北ふれあい保育所・夜間部
※施設の情報については、P13以降の「13 北九州市内保育施設一覧」をご確認ください。
- 【通常保育時間】11時～22時
【延長保育時間】7時～11時・22時～24時
- 利用手続き及び料金 …P3「4 保育の利用手続きの流れ」及びP6「10 保育料」のとおり。

休日保育

- 対象となる子ども …保育所、認定こども園(保育部分)、地域型保育(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育)の利用者 (**2号認定**・**3号認定**)
- 内 容 …保育所を休日に開所し、日曜日及び祝日に常態的に就労する保護者を支援します。
※日曜日、祝休日、12月29日～12月31日に開所します。
ただし、1月1日～1月3日は休み。
- 利用時間 …7時～18時
- 利用手続き …利用の申込みは、利用している保育所等のある区役所保健福祉課にて受付けています。
- 実施施設 …P13以降の「13 北九州市内保育施設一覧」をご確認ください。

障害児保育

- 内 容 …障害のある子どもと他の子どもを共に保育し、相互の健全な育成を図ります。
※保育所での集団保育が可能な障害児を対象にしています。
※「一時保育」「延長保育」においても、障害児の受入を行っています。障害の程度や保育所の体制によっては受入ができない場合もありますので、詳しくは各区役所保健福祉課にてご確認ください。
- 実施施設 …全保育所、認定こども園(保育部分)、地域型保育

病児保育

- 対象となる子ども …概ね生後3か月から小学校6年生までの児童。給付認定は必要ありません。
- 内 容 …保護者の仕事の都合などにより家庭での保育が困難な、病気中や病気回復期の児童を、医療機関に併設された保育室で一時的に預かります。
- 利用できる期間 …1日単位の利用。原則、連続7日を限度に利用可能。
- 利用手続き及び料金 …利用申込みは、各実施施設にて直接受付けています。
利用料は、福岡県内居住世帯は0円、福岡県外居住世帯は2,000円(日額)です。
- 実施施設 …以下の施設で対応します。

※日・祝休日、年末年始、医療機関休診日は休み。

区	実施施設名	併設する医療機関	所在地	電話番号	開所時間
門司	あきたけ病児保育室	あきたけ医院	門司区東門司二丁目4番18号	321-0541	8:30～17:30 (水曜は12:00まで)
小倉北	病児保育室りんご	よしだ小児科医院	小倉北区馬借三丁目3番36号	531-7741	8:30～17:30 (第1・3・5土曜日は12:30まで)
	病児保育室 わんぱくキッズ	えびす子どもクリニック	// 井堀三丁目10番6号	383-0883	平日 8:15～17:30
	病児保育室 キッズルームあだち	あだち古賀クリニック	// 足立三丁目1番27号	080-3980-2757	平日 8:30～17:30
小倉南	佐藤病児保育室	佐藤こどもクリニック	小倉南区若園一丁目1番30号	941-6620	平日 8:00～17:30
	とうわ病児・病後児保育室	東和病院	// 守恒本町一丁目2番11号	090-5480-6620	8:30～17:30 (土曜は12:30まで)
	ゆたかクリニック 病児保育室	ゆたかクリニック	// 湯川新町四丁目25番2号	932-7550	平日 8:00～17:30
	かみそね病児保育室	そお小児科クリニック	// 上曾根五丁目2番5号	383-8385	8:30～17:30 (土曜は12:00まで) ※土曜利用は前日までの予約が必要
若松	つだこどもクリニック 病児保育室	つだこどもクリニック	若松区本町一丁目7番44号	761-2577	8:30～17:30 (木曜は12:00、土曜は15:30まで)
八幡東	大蔵病児保育室	橋爪小児科内科医院	八幡東区大蔵二丁目3番18号	651-8201	平日 8:30～17:30
八幡西	黒崎病児保育室	黒崎吉田医院	八幡西区黒崎三丁目4番3号	621-0946	8:30～18:00 (水曜は12:00、土曜は16:00まで)
	にしまら病児保育室	西村医院	// 楠橋上方二丁目1番10号	617-0298	8:30～17:30 (木曜・土曜は12:30まで)
	病児保育室くじら	永犬丸小児科医院	// 三ヶ森一丁目3番5号	612-8300	平日 8:30～17:30
戸畑	病児病後児保育室 ひまわりルーム	牧山療養院	戸畑区初音町13番13号	588-1040	8:00～18:00

地域子育て支援センターでの子育て支援

- 対象者 …子育て中の保護者
- 内 容 …育児不安等についての相談や子育てサークルへの支援等を行い、家庭における子育てを支援します。
- 利用手続き …具体的な実施内容の確認を含め、各実施施設までお問い合わせください。
- 実施施設 …以下の施設で対応します。

区	実施施設名	設置主体【運営主体】	所在地	電話番号
小倉南	北方地域子育て支援センター	市【(社福)小倉社協】	小倉南区北方三丁目50番2号	931-4623
八幡東	リアンはなお保育園	(社福)真祐会	八幡東区祇園一丁目5番1号	663-5885



13 北九州市内保育施設一覧（令和8年4月1日）

門司区

保育所

※延長保育（18時以降）、一時保育、休日保育を実施している保育所には●印を付けています。

保育所名	設置主体【運営主体】	所在地	電話番号	定員	18時～ 延長	一時	休日
新門司保育所	市	門司区吉志一丁目31番1号	481-3900	70	●		
花かご保育園	(社福) 清琴福祉会	// 上馬寄一丁目5番2号	391-1262	110	●	●	
ルンビニー保育園	(社福) 如心会	// 大字大積837番地	341-0561	45		●	
恒見保育園	(社福) つくし会	// 恒見町23番1号	481-0054	140	●		
萩ヶ丘保育園	(社福) 常円会	// 大里戸ノ上三丁目9番26号	381-1529	50	●		
大川保育園	(社福) 戸ノ上福祉会	// 下二十町1番28号	391-5331	120	●		
白野江保育園	(社福) のぞみ会	// 白野江三丁目21番14号	341-8258	50		●	
門司保育所(みどり園)	(公財) 鉄道弘済会	// 不老町二丁目2番25号	381-2002	90	●	●	
広済寺保育園	(社福) 恵風会	// 大里東四丁目11番11号	381-7301	90	●	●	
鎮西保育園	(社福) 鎮西別院福祉会	// 別院6番48号	381-7670	90	●		
西光保育園	(社福) 大里福祉会	// 大里本町一丁目6番13号	381-2212	60	●		
みなと保育所	(社福) 福祉事業団	// 清滝一丁目8番5号	331-6125	70	●	●	●
すみれ保育所	(社福) 福祉事業団	// 南本町3番2号	391-0537	60	●		
(乳児受入保育所) 古城保育園	(社福) 門司民協	// 東本町二丁目4番7号	321-2794	120	●	●	
藤松保育園	(社福) 門司民協	// 藤松二丁目2番36号	391-2262	130	●	●	
新栄はやとみ保育園	(社福) 小倉新栄会	// 清見三丁目1番24号	321-2692	90	●	●	
NINARUふじまつ保育園	(社福) 門司民協	// 藤松二丁目6番24号	382-0001	70	●	●	

認定こども園
移行予定

認定こども園（保育所型）

認定こども園名	設置主体【運営主体】	所在地	電話番号	定員	18時～ 延長	一時	休日
みつばち保育園MOJIKO	(社福) boon	門司区丸山一丁目19番1号	321-5208	100	●	●	
※(仮)NINARUふじまつ保育園	(社福) 門司民協	// 藤松二丁目6番24号	382-0001	70	●	●	

※の認定こども園については、令和8年4月の認定を予定しています。
延長保育（18時以降）、一時保育、休日保育を実施している園には●印を付けています。
開所（園）時間等については、各施設にご確認ください。
各施設の正式名称は、施設名の冒頭に「認定こども園」が入ります（上記の表においてはスペース上省略）。

認定こども園（幼稚園型）

認定こども園名	設置主体【運営主体】	所在地	電話番号	定員
※(仮)愛光幼稚園	(学法) 愛光学園	門司区老松町12番3号	321-3374	60
※(仮)西門司幼稚園	(学法) 井上学園	// 杜ノ木一丁目14番8号	381-0128	25

※の認定こども園については、令和8年4月の認定を予定しています。
延長保育や預かり保育の実施状況、開所（園）時間等については、各施設にご確認ください。
各施設の正式名称は、施設名の冒頭に「認定こども園」が入ります（上記の表においてはスペース上省略）。

地域型保育事業

実施施設名	所在地	電話番号	定員	連携施設
家庭的保育事業 久持 真由美	門司区奥田五丁目4番54号	391-1707	5	新門司保育所
家庭的保育事業 藤原 亜子	// 社ノ木一丁目16番19号	372-1590	5	下富野保育所
家庭的保育事業 竹永 芳恵	// 吉志新町二丁目13番13号	776-6879	5	新門司保育所

実施施設名	設置主体	所在地	電話番号	定員	連携施設
ひなた保育園 吉志	(一社) 優心会	門司区吉志二丁目7番8号	342-9135	19	あけぼの幼稚園 きくが丘保育園 片野保育園 吉田幼稚園

小倉北区

保育所

※延長保育（18時以降）、一時保育、休日保育を実施している保育所には●印を付けています。

保育所名	設置主体【運営主体】	所在地	電話番号	定員	18時～ 延長	一時	休日
下富野保育所	市	小倉北区神幸町4番20号	541-6162	120	●		
東篠崎保育所	市	// 東篠崎一丁目10番1号	941-6056	120			
今町保育所	市	// 今町二丁目13番9号	592-0143	90	●		
(乳児専門保育所) 小倉北ふれあい保育所(乳児部)	市【(社福) 正善寺福祉会】※	// 馬借一丁目7番1号	522-8732	30	●		
(夜間保育所) 小倉北ふれあい保育所(夜間部)	市【(社福) 正善寺福祉会】※	// 馬借一丁目7番1号	522-8733	45	●	●	
(乳児専門保育所) 到津乳児保育園	(社福) めぐみ会	// 下到津三丁目7番36号	583-0959	40	●		
(乳児専門保育所) あおば乳児保育園	(社福) あおば会	// 上富野三丁目9番32号	541-0495	80	●		
金田保育園	(社福) 鳳雲会	// 金田一丁目1番10号	591-0820	200	●	●	
光沢寺保育園	(社福) 晴光会	// 緑ヶ丘一丁目8番14号	571-1706	120	●	●	
貴船保育園	(社福) 鷹羽会	// 貴船町9番5号	931-0888	100	●	●	
神岳保育園	(社福) 正善寺福祉会	// 神岳二丁目10番31号	521-4669	90	●		
井堀保育園	(社福) 小倉社協	// 井堀二丁目7番1号	581-1611	150	●	●	
高坊保育園	(社福) 小倉社協	// 高坊一丁目7番3号	952-7822	100	●	●	
(乳児受入保育所) れんげ心の花保育園	(社福) 栄法会	// 三萩野二丁目8番18号	921-5655	60	●	●	
光沢寺第二保育園	(社福) 晴光会	// 中井二丁目4番33号	562-7660	120	●	●	
清水保育所	(社福) 福祉事業団	// 弁天町10番1号	582-1305	100	●		
到津保育所	(社福) 福祉事業団	// 下到津一丁目11番19号	482-3090	130	●		●
上富野保育所	(社福) 福祉事業団	// 上富野三丁目18番7号	511-0916	70	●		
三萩野保育園	(社福) 小倉社協	// 明和町5番9号	521-4094	160	●	●	
南丘保育所	(社福) 福祉事業団	// 南丘二丁目15番1号	592-1533	70	●		
篠崎保育園	(社福) 小倉社協	// 泉台一丁目11番24号	651-1115	70	●	●	
北九州ソレイユ保育園	(社福) 正勇会	// 西港町30番6号	561-0011	90	●	●	
(分)北九州ソレイユ保育園		// 浅野三丁目1番26号	513-5511	29	●	●	
新栄たてまち保育園	(社福) 小倉新栄会	// 堅町二丁目2番16号	562-7001	80	●	●	
さわやかあだちのり保育園	(社福) 八健会	// 山門町5番1号	513-1123	90	●	●	
おぐまの保育園	(社福) 小倉社協	// 新高田一丁目10番3号	562-2220	180	●	●	
白銀保育園	(社福) 真祐会	// 白銀二丁目2番25号 ※仮設園舎（白銀二丁目白銀公園内）へ移転中。 新園舎R7年度末完成予定	932-5990	90	●		

指定管理
保育所

指定管理
保育所

認定こども園
移行予定

認定こども園
移行予定

※指定管理保育所の運営主体については、令和7年11月1日現在のものであり、次期運営主体については、令和7年12月に決定予定。

- | | | | | | |
|------|--------|------|-----------|--------|--------------|
| 市 | 北九州市 | (株) | 株式会社 | 福祉事業団 | 北九州市福祉事業団 |
| (社福) | 社会福祉法人 | (有) | 有限会社 | 門司民協 | 北九州市門司民生事業協会 |
| (公財) | 公益財団法人 | (特非) | 特定非営利活動法人 | 小倉社協 | 北九州市小倉社会事業協会 |
| (学法) | 学校法人 | (医法) | 医療法人 | 若松民協 | 北九州市若松民生事業協会 |
| (一社) | 一般社団法人 | | | 保育事業協会 | 北九州市保育事業協会 |
| | | | | 戸畑民協 | 北九州市戸畑民生事業協会 |

認定こども園（保育所型）

認定こども園名	設置主体【運営主体】	所在地	電話番号	定員	18時~ 延長	一時	休日
愛の園保育園	(社福) シオンの丘	小倉北区下津二丁目15番25号	581-2772	97	●		
れんげの花保育園	(社福) 栄法会	// 昭和町16番3号	951-0880	170	●	●	
長浜保育園	(社福) 長浜会	// 長浜町2番27号	531-3996	75	●	●	
キンダーポート保育園	(社福) 明和会	// 明和町3番8号	521-4251	95	●		
足原だきしめ保育園	(社福) 法順会	// 足原一丁目7番1号	541-2111	115	●		
三郎丸保育園	(社福) 足立さくら会	// 三郎丸二丁目9番3号	921-7015	100	●		
片野保育園	(社福) 片野会	// 三萩野一丁目12番24号	921-5906	110	●		
西教寺保育園	(社福) 西教会	// 砂津二丁目11番41号	531-2469	70	●		
※(仮) 貴船保育園	(社福) 鷹羽会	// 貴船町9番5号	931-0888	100	●	●	
※(仮) 白銀保育所	(社福) 真祐会	// 白銀 (現在、仮設園舎に移転中。R7末に新園舎完成予定)	932-5990	90	●		

※の認定こども園については、令和8年4月の認定を予定しています。
延長保育(18時以降)、一時保育、休日保育を実施している園には●印を付けています。
開所(園)時間等については、各施設にご確認ください。
各施設の正式名称は、施設名の冒頭に「認定こども園」が入ります(上記の表においてはスペース上省略)。

認定こども園（幼稚園型）

認定こども園名	設置主体【運営主体】	所在地	電話番号	定員
東筑紫短期大学附属幼稚園	(学法) 東筑紫学園	小倉北区下津五丁目3番14号	561-2133	220
あおば幼稚園	(学法) あおば学園	// 上富野三丁目9番32号	521-9050	155
とみの幼稚園	(学法) 富野学園	// 下富野三丁目5番6号	521-5100	160
栄美幼稚園	(学法) 廣常学園	// 上富野三丁目17番10号	521-3862	93
※(仮) あかつき幼稚園	(学法) 浄暁学園	// 黄金二丁目8番31号	921-2337	97

※の認定こども園については、令和8年4月の認定を予定しています。
延長保育や預かり保育の実施状況、開所(園)時間等については、各施設にご確認ください。
各施設の正式名称は、施設名の冒頭に「認定こども園」が入ります(上記の表においてはスペース上省略)。

地域型保育事業

実施施設名	所在地	電話番号	定員	連携施設
家庭的保育事業 小田 薫子	小倉北区砂津二丁目7番10号	541-1877	5	下富野保育所
家庭的保育事業 中野 摩耶	// 清水三丁目9番9号	562-0210	5	東篠崎保育所

実施施設名	設置主体	所在地	電話番号	定員	連携施設
キッズルーム・スマイル	(有) ワンダー	小倉北区赤坂一丁目8番7号	513-8786	12 うち地域枠 9	あおば幼稚園 長浜保育園
宇佐町さわやか保育園	(社福) さわやか会	// 宇佐町二丁目5番1号	513-5008	14 うち地域枠 9	霧ヶ丘幼稚園 さわやかあだちのり保育園

実施施設名	設置主体	所在地	電話番号	定員	連携施設
れんげブチフルール保育園	(社福) 栄法会	小倉北区昭和町16番4号	951-0880	19	れんげの花保育園
こひつじ保育園	(社福) シオンの丘	// 下津二丁目15番21号	581-2772	17	愛の園保育園
キッズ・キッズ保育園 小倉	(株) キッズ・プランニング	// 浅野一丁目1番1号	967-9535	19	あかつき幼稚園
ほっぺるランド 小倉	(株) テノコーポレーション	// 砂津二丁目5番17号 パレス小倉2階	383-7566	19	あおば幼稚園 木町幼稚園

実施施設名	設置主体	所在地	電話番号	定員	連携施設
みつばち保育園	(社福) boon	小倉北区黒原三丁目15番12号	482-3472	19	みつばち保育園MOJIKO 片野保育園 さわやかあだちのり保育園 大浜保育園 足原だきしめ保育園 霧ヶ丘幼稚園 門司こぼと幼稚園
こくら星の子保育園	(社福) 相和会	// 片野四丁目20番6 ライフハウス片野ビル102号	932-0333	19	石原幼稚園 森林幼稚園
そよかせ保育園	クールライン(株)	// 片野新町三丁目1番1号	482-2065	19	神理幼稚園 高坊保育園
ちやま錦ヶ丘保育園	(学法) 三島学園	// 中井四丁目11番20号	562-2226	19	乳山幼稚園 光沢寺中井幼稚園 井堀保育園

小倉南区

保育所

※延長保育(18時以降)、一時保育、休日保育を実施している保育所には●印を付けています。

保育所名	設置主体【運営主体】	所在地	電話番号	定員	18時~ 延長	一時	休日
徳力保育所	市	小倉南区南方五丁目2番1号	962-7886	120	●		
徳吉保育所	市	// 徳吉東一丁目9番15号	451-5144	90			
蛭田保育所	市	// 横代東町二丁目1番10号	962-4660	90	●		
貫保育所	市	// 上貫二丁目2番41号	472-7447	80	●		
北方保育所	市【(社福) 保育事業協会】※	// 北方二丁目16番10号	941-6984	120	●	●	
双葉保育園	(社福) 双葉会	// 長行東三丁目13番17号	451-2083	70	●		
白鳩保育園	(社福) 白鳩会	// 上吉田三丁目18番1号	471-3003	60	●	●	
広徳保育園	(社福) 小倉社協	// 徳力団地1番1号	962-5170	130	●	●	
みのり保育園	(社福) 鳳雲会	// 八幡町11番7号	941-4053	130	●	●	●
(乳児専門保育所) 専城乳児保育園	(社福) 専城会	// 城野四丁目5番21号	931-8890	40	●		
おぶね保育園	(社福) 小舟会	// 大字山本346番地の3	451-4581	40	●		
ひかり保育園	(社福) ひかり福祉会	// 中曾根一丁目7番2号	472-2869	90	●		
光法保育園	(社福) 光法会	// 北方二丁目20番17号	922-2022	120	●	●	
城野保育園	(社福) 小倉社協	// 重住一丁目8番20号	952-0677	120	●	●	
若園保育所	(社福) 福祉事業団	// 若園二丁目4番15号	941-7640	110	●	●	
北方なかよし保育園	(社福) 小倉社協	// 北方三丁目16番24号	951-1515	120	●	●	
曾根ソレイユ保育園	(社福) 正勇会	// 曾根北町4番33号	474-5522	100	●	●	

指定管理
保育所

認定こども園
移行予定

※指定管理保育所の運営主体については、令和7年11月1日現在のものであり、次期運営主体については、令和7年12月に決定予定。

認定こども園（保育所型）

認定こども園名	設置主体【運営主体】	所在地	電話番号	定員	18時～ 一時	休日
のぞみ保育園	(社福) 清心会	小倉南区高野一丁目3番3号	453-2233	70	●	
洗心保育園	(社福) 龍玉会	// 大字貫795番地1	472-6789	80	●	
旭ヶ丘保育園	(社福) 志学会	// 大字木下8番地5	451-0043	55	●	●
あけぼの愛育保育園	(社福) 愛育会	// 沼緑町二丁目1番40号	473-4154	80	●	●
守恒保育園	(社福) 誠心福祉会	// 守恒二丁目6番1号	961-0142	145	●	
みずほ野保育園	(社福) 瑞穂会	// 津田一丁目13番10号	474-0888	105	●	
きくが丘保育園	(社福) 修法会	// 企救丘四丁目13番1号	961-4104	98	●	
曾根保育園	(社福) 曾根保育園	// 津田新町一丁目4番26号	471-0965	120	●	●
花園保育園	(社福) 江松会	// 富士見一丁目5番38号	951-0442	80	●	
大浜保育園	(社福) 緑風福祉会	// 中曾根東四丁目19番8号	473-5575	155	●	
三ツ葉保育園	(社福) 周防会	// 中吉田一丁目18番7号	473-6755	135	●	●
こじか保育園	(社福) 春和会	// 隠蓑5番10号	961-5616	105	●	
竜光保育園	(社福) 竜光会	// 大字新道寺149番地1	451-0026	95	●	●
あけぼの保育園	(社福) 愛育会	// 沼緑町二丁目1番39号	473-3741	95	●	●
あさひ保育園	(社福) あさひ事業協会	// 横代北町一丁目5番20号	962-2572	115	●	
朽網保育園	(社福) 恵光会	// 朽網東一丁目9番38号	471-2000	90	●	
高倉保育園	(社福) 高倉会	// 横代南町四丁目3番1号	961-6416	85	●	
聖母園	(社福) カトリック社会事業協会	// 湯川五丁目10番33号	931-0322	80	●	
日豊保育園	(社福) 宏隆会	// 上葛原一丁目12番25号	932-3033	155	●	
ゆたか保育園	(社福) 秀法福祉会	// 志徳二丁目1番8号	962-1657	110	●	
葛原保育園	(社福) 葛原会	// 葛原本町一丁目13番8号	472-9339	100	●	
※(仮)光法保育園	(社福) 光法会	// 北方二丁目20番17号	922-2022	120	●	●

※の認定こども園については、令和8年4月の認定を予定しています。
 延長保育（18時以降）、一時保育、休日保育を実施している園には●印を付けています。
 開所（園）時間等については、各施設にご確認ください。
 各施設の正式名称は、施設名の冒頭に「認定こども園」が入ります（上記の表においてはスペース上省略）。

認定こども園（幼稚園型・地方裁量型）

認定こども園名	設置主体【運営主体】	所在地	電話番号	定員
きっずこくらみなみ	(学法) こども園きっずこくらみなみ	小倉南区南方三丁目23番5号	961-2230	155
石原幼稚園	(学法) 濱田学園	// 大字石原町146番地1	453-2777	80
くさみ幼稚園	(学法) 恵光学園	// 朽網東三丁目2番10号	472-1497	120
清和幼稚園	(学法) 清磨学園	// 湯川三丁目3番30号	931-4540	140
徳力団地幼稚園	(学法) 黒木学園	// 徳力団地1番2号	962-2465	245
神理幼稚園	(学法) 神理学園	// 徳力五丁目10番10号	962-3126	220
長行幼稚園	(学法) 田淵学園	// 長行西四丁目12番1号	452-1500	71
曾根ひかり幼稚園	(学法) ひかり学園	// 中曾根一丁目7番1号	471-2365	135
お宮の里幼稚園	(学法) 川江学園	// 沼本町四丁目18番5号	471-0059	104
おひさまいっぱい光楽園	(特非) 光楽園	// 大字志井1111番地1	967-3223	60
ラフィーネこども園	(株) ファーストライフ	// 上葛原二丁目21番11号	952-1255	65

延長保育や預かり保育の実施状況、開所（園）時間等については、各施設にご確認ください。
 各施設の正式名称は、施設名の冒頭に「認定こども園」が入ります（上記の表においてはスペース上省略）。

地域型保育事業

実施施設名	所在地	電話番号	定員	連携施設
家庭的保育事業 小幡 広美	小倉南区徳力五丁目10番7号	961-0128	5	徳力保育所
家庭的保育事業 三宅 久美	// 上曾根一丁目4番1号	472-7683	5	貫保育所

実施施設名	設置主体	所在地	電話番号	定員	連携施設
うえっち保育園	(医法) 仁風会	小倉南区葛原本町一丁目1番8号	383-0240	50 うち地域 47	葛原保育園 日豊保育園 清和幼稚園 ラフィーネこども園
なないろ保育園	(特非) 虹の会	// 曾根北町4番22号	475-7716	30 うち地域 27	大浜保育園 むつみ幼稚園 フレンズ幼稚園 曾根ソレイユ保育園
ハグ保育園	ヒューマンブリッジ(株)	// 中曾根東二丁目10番5号	473-0880	19 うち地域 16	むつみ幼稚園 曾根ソレイユ保育園 フレンズ幼稚園 大浜保育園

実施施設名	設置主体	所在地	電話番号	定員	連携施設
なかよし乳児保育園	(社福) 小倉社協	小倉南区北方三丁目50番2号	931-6030	12	北方なかよし保育園
守恒さくら保育園	(社福) 誠心福祉会	// 徳力三丁目7番6号	961-2022	19	守恒保育園
葛原さくらんぼ保育園	(社福) 葛原会	// 葛原本町三丁目11番39号	967-6660	19	葛原保育園
でんき幼稚園 小規模保育園	(学法) ぜんりょう学園	// 蟻田若園一丁目2番24号	962-6673	19	でんき幼稚園
学校法人神理学園 たんぼぼ保育園	(学法) 神理学園	// 徳力五丁目11番31号	383-8058	19	神理幼稚園
徳力団地幼稚園 小規模保育園ミアンジュ	(学法) 黒木学園	// 南方四丁目5番12号	965-1154	19	徳力団地幼稚園
大浜さぼと保育園	(社福) 緑風福祉会	// 中曾根東四丁目19番10号	473-0331	19	大浜保育園
フレンズ幼稚園小規模 保育園 リトル フレンズ	(学法) 育徳学園	// 東貴一丁目15番3号	471-5922	19	フレンズ幼稚園
つだ星の子保育園	(社福) 相和会	// 津田一丁目2番40号	474-3301	12	石原幼稚園 むつみ幼稚園
津田どれみ保育園	徳永 眞砂子	// 津田新町一丁目16番43号	475-8133	19	大浜保育園 フレンズ幼稚園
学校法人神理学園 ののほな保育園	(学法) 神理学園	// 徳力五丁目10番5号	965-6228	19	神理幼稚園
小規模保育園コパン	(学法) 育徳学園	// 中曾根五丁目2番48号	474-2002	12	フレンズ幼稚園
みつばち保育園 YOSHIDA	(社福) boon	// 上吉田一丁目7番13号2階	482-3465	19	みつばち保育園MOJIKO 吉田幼稚園 フレンズ幼稚園 あけぼの幼稚園 大浜保育園 三ツ葉保育園 門司さぼと幼稚園 お宮の里幼稚園

令和8年度末
閉園予定

若松区

保育所

※延長保育(18時以降)、一時保育、休日保育を実施している保育所には●印を付けています。

保育所名	設置主体【運営主体】	所在地	電話番号	定員	18時~ 延長	一時	休日
若松コスモス 保育所	市	若松区浜町二丁目10番13号	761-5611	130	●	●	
いしみねほいくえん	(社福) いしみねほいくえん	// 今光一丁目19番25号	791-0006	110	●	●	
日吉 保育園	(社福) 伊高福祉会	// 東二島二丁目16番6号	791-3475	40	●		
松美 保育園	(社福) 松美会	// 大字安屋2280番地2	741-2226	50	●	●	
高須 保育園	(社福) 泰幸会	// 高須南五丁目2番30号	741-3982	90	●		●
大鳥居 保育園	(社福) 芙蓉会	// 大字大鳥居17番地の1	742-8655	90	●		
二島 保育所	(社福) 福祉事業団	// 二島三丁目3番59号	791-1934	100	●	●	
(乳児受入保育所) 深町どんぐりのもり 保育所	(社福) 福祉事業団	// 深町一丁目13番19号	761-6163	80	●	●	
(乳児受入保育所) あおぞら 保育所	(社福) 若松民協	// 西園町12番6号	761-3423	100	●	●	
花乃路 保育園	(社福) 希耀會	// 大字乙丸1651-14	742-1185	90	●	●	
古前 保育所	(社福) 若松民協	// 古前一丁目28番17号	761-2119	110	●	●	

認定こども園
移行予定

認定こども園 (保育所型)

認定こども園名	設置主体【運営主体】	所在地	電話番号	定員	18時~ 延長	一時	休日
ひびきの保育園(本園)	(社福) 宝寿会	若松区塩屋三丁目21番1号	742-5500	85	●		
(分)ひびきの保育園		// ひびきの北9番17号	742-6900	35			
かもおだこどもえん	(社福) みどり会	// 島田三丁目1番50号	791-5533	95	●		
※(仮)高須保育園	(社福) 泰幸会	// 高須南五丁目2番30号	741-3982	90	●		●

※の認定こども園については、令和8年4月の認定を予定しています。
延長保育(18時以降)、一時保育、休日保育を実施している園には●印を付けています。
開所(園)時間等については、各施設にご確認ください。
各施設の正式名称は、施設名の冒頭に「認定こども園」が入ります(上記の表においてはスペース上省略)。

認定こども園 (幼稚園型)

認定こども園名	設置主体【運営主体】	所在地	電話番号	定員
行学幼稚園	(学法) 行学学園	若松区大字乙丸770番地1	741-1710	65
精華幼稚園	(学法) 百華学園	// 和田町13番12号	761-0729	105
小石幼稚園	(学法) 小石学園	// 棚田町11番28号	761-3404	109
若松青葉幼稚園	(学法) 行学学園	// 青葉台西一丁目3番1号	742-1077	75

延長保育や預かり保育の実施状況、開所(園)時間等については、各施設にご確認ください。
各施設の正式名称は、施設名の冒頭に「認定こども園」が入ります(上記の表においてはスペース上省略)。

地域型保育事業

実施施設名	設置主体	所在地	電話番号	定員	連携施設
家庭的保育事業 大淵 元子		若松区赤崎町2番16号	761-3966	5	若松コスモス保育所
ひかりと大地の保育園	(社福) 孝徳会	若松区大字安屋3310番3	741-0055	12 うち地域枠 6	さんろく こどもえん
さわやかくきのうみ 保育園	(株) さわやか倶楽部	// くきのうみ中央2番1号	752-5410	19 うち地域枠 16	古前保育所

地域型保育事業

実施施設名	設置主体	所在地	電話番号	定員	連携施設
鴨生田ふえありのおうち	(社福) みどり会	若松区島田三丁目1番58号	791-5522	15	かもおだこどもえん
ひびきのゆめ保育園	(株) 志道館	// 小敷ひびきの一丁目6番13号	742-5484	19	北九州幼児学園 浜町幼稚園 若松青葉幼稚園
もりのなかま保育園 二島園	(株) Lateral Kids	// 二島一丁目1番38号	482-9550	19	日吉保育園 日吉幼稚園

八幡東区

保育所

※延長保育(18時以降)、一時保育、休日保育を実施している保育所には●印を付けています。

保育所名	設置主体【運営主体】	所在地	電話番号	定員	18時~ 延長	一時	休日
堂山 保育所	市	八幡東区枝光四丁目15番1号	681-1868	90			
高槻 保育園	(社福) 高槻会	// 中尾三丁目5番11号	651-6041	30	●	●	
ふたば 保育園	(社福) 喜久茂会	// 槻田一丁目4番50号	651-6968	90	●	●	
小百合 保育園	(社福) カトリック社会事業協会	// 天神町3番2号	661-6615	80	●	●	
大蔵 保育園	(社福) 高槻会	// 祝町一丁目13番3号	653-0988	80	●	●	

認定こども園
移行予定
認定こども園
移行予定

※八幡東区の休日保育は、認定こども園リアンはなお保育園で実施。

認定こども園 (保育所型)

認定こども園名	設置主体【運営主体】	所在地	電話番号	定員	18時~ 延長	一時	休日
清心保育園	(社福) 清心会	八幡東区松尾町3番27号	652-3231	115	●		
槻田杉の実保育園	(社福) 杉の実福祉会	// 槻田二丁目11番10号	652-0413	75	●	●	
高見の森保育園	(社福) 杉の実福祉会	// 高見五丁目3番6号	652-0535	145	●		
春の町保育園	(社福) 禅心会	// 春の町四丁目3番8号	681-2245	145	●	●	
中央しおり保育園	(社福) 杉の実福祉会	// 中央二丁目10番8号	616-2422	95	●	●	
つばさ保育園	(社福) 育栄会	// 山王二丁目18番8号	662-0672	155	●		
リアンはなお保育園	(社福) 真祐会	// 祇園一丁目5番1号	663-5885	175	●	●	
杉の実保育園	(社福) 杉の実福祉会	// 大蔵三丁目2番18号	651-4527	105	●	●	
※(仮)小百合保育園	(社福) カトリック社会事業協会	// 天神町3番2号	661-6615	80	●	●	
※(仮)大蔵保育園	(社福) 高槻会	// 祝町一丁目13番3号	653-0988	80	●	●	

※の認定こども園については、令和8年4月の認定を予定しています。
延長保育(18時以降)、一時保育、休日保育を実施している園には●印を付けています。
開所(園)時間等については、各施設にご確認ください。
各施設の正式名称は、施設名の冒頭に「認定こども園」が入ります(上記の表においてはスペース上省略)。

地域型保育事業

実施施設名	設置主体	所在地	電話番号	定員	連携施設
家庭的保育事業 楠元 直子		八幡東区桃園四丁目3番32号	671-6795	5	堂山 保育所
つばさバンビーニ保育園	(社福) 育栄会	八幡東区諏訪一丁目8番18号	681-0662	19	つばさ保育園
たかみBeBe	(学法) 高見学園	// 荒生田三丁目5番25号	654-7222	19	高見幼稚園 清心保育園
ちやま保育園	(学法) 三島学園	// 大蔵二丁目18番8号	651-5981	19	乳山幼稚園

八幡西区

保育所

※延長保育(18時以降)、一時保育、休日保育を実施している保育所には●印を付けています。

保育所名	設置主体【運営主体】	所在地	電話番号	定員	18時~ 延長	一時	休日
折尾保育所	市	八幡西区堀川町8番7号	691-0624	120	●		
黒崎保育所	市	南八千代町7番17号	631-0577	110	●		
旭ヶ丘保育園	(社福) 慈恵会	三ヶ森四丁目4番1号	611-0502	110	●		
マリア保育園	(社福) カトリック社会事業協会	本城東三丁目2番35号	691-2711	120	●		
幸神保育園	(社福) 育陽会	幸神四丁目4番12号	621-1800	50	●		
さかえ保育園	(社福) さかえ会	中須二丁目3番17号	691-0466	90	●		
熊西保育園	(社福) 春香会	山寺町1番18号	641-2162	90	●		
藤田保育園	(社福) 和順会	藤田一丁目5番28号	641-7696	90	●		
光保育園	(社福) 恵燈会	陣山三丁目9番28号	671-6184	80	●	●	
済美保育園	(社福) 慈恵会	町上津役西四丁目9番50号	613-1549	120	●		
若竹保育園	(社福) 洞海福祉会	本城東一丁目10番21号	602-7537	100	●	●	
池田保育園	(社福) 若杉会	池田二丁目3番26号	618-6624	100	●		
杉の子保育園	(社福) 恵愛会	大字野面1283番地	617-1152	90	●		
聖愛保育園	(社福) 三密会	香月西二丁目4番35号	617-0209	80	●	●	●
鳴水保育園	(社福) 保育事業協会	東鳴水二丁目12番34号	644-0313	100	●	●	
萩原保育園	(社福) 保育事業協会	青山一丁目7番50号	621-7472	120	●	●	
折尾丸山保育所	(社福) 福祉事業団	光明二丁目5番27号	601-3350	100	●	●	
楠橋保育所	(社福) 福祉事業団	真名子一丁目11番20号	617-5215	60	●		
(乳児受入保育所) あじさい保育所	(社福) 福祉事業団	紅梅一丁目4番1号	642-5700	70	●	●	
永犬丸保育所	(社福) 福祉事業団	八枝三丁目8番1号	603-0947	130	●		
うさぎ保育所	(社福) 福祉事業団	茶屋の原四丁目20番15号	617-5568	110	●	●	
東筑保育園	(社福) 保育事業協会	則松二丁目9番1号	602-2012	120	●	●	
新栄ひまわり保育園	(社福) 小倉新栄会	町上津役東一丁目7番21号	613-4740	90	●	●	
(乳児専門保育所) 引野乳児保育園	(社福) 天心報恩会	別所町13番22号	641-7064	40	●		
あゆみの森共同保育園	(社福) あゆみの森たけのこ会	鳴水町5番22号	645-3264	50	●		
陣原保育所	(社福) 保育事業協会	陣原三丁目23番9号	641-0915	120	●	●	

認定こども園
移行予定

認定こども園
移行予定

認定こども園(保育所型)

認定こども園名	設置主体【運営主体】	所在地	電話番号	定員	18時~ 延長	一時	休日
ちいさいうち共同保育園	(特非) 育ちのひろばちいさいうち	八幡西区上香月一丁目2番12号	617-9695	45	●		
別所保育園	(社福) 天心報恩会	別所町3番53号	641-1097	135	●	●	
岩崎保育園	(社福) 洗心会	岩崎二丁目7番1号	617-0630	95	●		
引野保育園	(社福) 天心報恩会	若葉二丁目18番1号	641-7054	135	●	●	
栄美保育園	(社福) 栄美会	大浦二丁目14番7号	693-5254	105	●	●	
ICHIGO	(社福) 薫風会	里中二丁目17番4号	614-1500	105	●	●	
リアンたかのす保育園	(社福) 真祐会	鷹の巣一丁目3番21号	631-3880	110	●	●	
塔野保育園	(社福) 育栄会	塔野一丁目2番7号	613-3303	105	●		
本城西保育園	(社福) 宝寿会	千代ヶ崎二丁目12番24号	602-2220	155	●		
SAKURANBO	(社福) 薫風会	大字本城3383番地1	695-0039	90	●	●	
浅川保育園	(社福) 日昇会	浅川二丁目17番37号	602-3321	125	●		
木屋瀬保育園	(社福) 恵愛会	木屋瀬三丁目5番53号	617-6852	70	●		
則松保育園	(社福) 真照会	則松六丁目7番21号	602-8280	105	●		
※(仮) 杉の子保育園	(社福) 恵愛会	大字野面1283番地	617-1152	90	●		
※(仮) 永犬丸保育所	(社福) 福祉事業団	八枝三丁目8番1号	603-0947	130	●		

※の認定こども園については、令和8年4月の認定を予定しています。
延長保育(18時以降)、一時保育、休日保育を実施している園には●印を付けています。
開所(園)時間等については、各施設にご確認ください。
各施設の正式名称は、施設名の冒頭に「認定こども園」が入ります(上記の表においてはスペース上省略)。

認定こども園(幼稚園型・地方裁量型)

認定こども園名	設置主体【運営主体】	所在地	電話番号	定員
成松幼稚園	(学法) 成松学園	八幡西区清納二丁目3番21号	671-3711	154
本城東幼稚園	(学法) 本城学園	本城東一丁目18番15号	602-7617	103
聖ヨゼフ幼稚園	(学法) 聖ヨゼフ学園	山寺町12番56号	621-4851	135
北九州幼児学園	(有) 北九州幼児学園	浅川台一丁目25番15号	692-3310	80
※(仮) 上津役幼稚園	(学法) 真観学園	上上津役四丁目18番7号	611-2779	183

※の認定こども園については、令和8年4月の認定を予定しています。
延長保育や預かり保育の実施状況、開所(園)時間等については、各施設にご確認ください。
各施設の正式名称は、施設名の冒頭に「認定こども園」が入ります(上記の表においてはスペース上省略)。

地域型保育事業

	実施施設名	設置主体	所在地	電話番号	定員	連携施設
家庭的 保育	家庭的保育事業 竹野 智美		八幡西区馬場山東一丁目6番22号	618-6050	5	黒崎保育所
	家庭的保育事業 伊達 洋子		小額台四丁目16番1号	612-0592	5	
	家庭的保育事業 佐野 史紗		浅川日の峯四丁目14番20号	981-6396	5	折尾保育所
	家庭的保育事業 久門 晶子		若葉一丁目9番22号	883-7177	5	黒崎保育所
	家庭的保育事業 松本 秀子		永犬丸二丁目21番13号	691-8395	5	折尾保育所
	家庭的保育事業 伊藤 喜恵		穴生一丁目15番25号 メゾンモンブラン穴生1階	280-7510	5	黒崎保育所
小規模 保育	実施施設名	設置主体	所在地	電話番号	定員	連携施設
	池田つぼみほいくえん	(社福) 若杉会	八幡西区池田二丁目3番23号	616-8287	19	池田保育園
	上津役幼稚園 小規模保育園	(学法) 真観学園	上上津役四丁目18番7号	611-2779	19	上津役幼稚園
	栄美プティット保育園 アネックス イチゴ ANNEX ICHIGO	(社福) 栄美会 (社福) 薫風会	大浦二丁目13番15号 里中二丁目17番104	603-6611 614-1555	19 19	栄美保育園 ICHIGO

14 利用調整基準表

保育所等において、受入可能数を上回る保育の利用申込みがあった場合は、以下により、優先順位を決定したうえで、利用する児童を決定します。

※「保育所等」とは、保育所、認定こども園（保育部分）、地域型保育（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育（地域枠））のことです。

<優先順位の決定方法>

「1 基本点数」に「2 調整点数」を加えたものを利用調整における点数とし、点数が高い程、優先順位が高いものとします。「最優先」に該当する場合は、それ以上の点数の加点は行いません。

※「1 基本点数」「2 調整点数」の点数欄にある「△」は、児童福祉の観点から福祉事務所長が必要と認めた場合、別途点数を設定します。

1 基本点数

「基本点数」は、父母それぞれの該当する点数の合計とします。

複数の類型に該当する場合は、高い方をそれぞれの点数とします。

※ひとり親の場合は、当該ひとり親の「1 基本点数」に、「2 調整点数」の「ひとり親」を加点します。

類 型		状 況	父	母
就 労	居宅外労働	居宅外で労働している場合（月の労働時間が120時間以上）	220	220
		居宅外で労働している場合（月の労働時間が120時間未満）	130	130
	居宅内労働	居宅内で労働している場合（月の労働時間が120時間以上）	190	190
		居宅内で労働している場合（月の労働時間が120時間未満）	120	120
妊 娠、出 産		妊娠中であるか又は出産後間がない場合（出産前後8週間）		170
疾病、負傷 障害	疾病、負傷	疾病又は負傷している場合（入院加療又は居宅内常時臥床の状態）	220	220
		疾病又は負傷している場合（居宅内で安静を要する状態）	160	160
		疾病又は負傷している場合（上記以外）	70	70
	精神又は 身体の障害	精神又は身体に障害を有する場合（身体障害者手帳1～3級、療育手帳重度又は中度、精神障害者保健福祉手帳1～2級の場合）	150	150
		精神又は身体に障害を有する場合（上記以外）	60	60
同居親族の介護、看護		同居の親族を常時介護、看護している場合（入院加療又は安静を要する状態）	140	140
		同居の親族を常時介護、看護している場合（上記以外）	50	50
災 害 復 旧		震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	最優先	
求 職 活 動		家計の主宰者が、現に求職活動を行っている場合	120	120
		現に求職活動を行っている場合（上記以外）	30	30
就 学		学校教育法に規定する学校等に在学している、若しくは職業訓練校等における職業訓練を受けている場合	120	120
児童虐待・配偶者からの暴力		児童相談所等の関係機関と連携し、児童虐待又は配偶者からの暴力により、社会的養護が必要な状態にあり、特に保育が必要と認められる場合	最優先	
前各号に類するもの		児童福祉の観点から、福祉事務所長が必要と認める場合	△	△

<育児休業の延長が可能である場合の利用調整について>

「育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫等について（平成31年2月7日付 厚生労働省保育課 事務連絡）」を踏まえ、「入所選考順位に関する申出」を提出した方は、他の保育所等申込者の後に選考することを了承いただいたものとして取扱います。4月入所の1次申込みの期間（11月1日から1月下旬※）に届出が提出された場合は、1次調整ではなく、2次調整から選考します。

※利用調整での優先順位を下げることを許容できる旨の申し出であり、選考の結果が不承諾になることを確約するものではありません。

※取扱を変更する場合は、「入所選考順位に関する申出の取り下げ書」を利用申込の締切日までに提出してください。

※現在未定のスケジュールについては、ホームページ等で決定次第お知らせします。

2 調整点数

以下の類型に該当する場合は、「1 基本点数」に加点します。

「保育士」「保護者の障害」「その他」の類型のみ、該当があれば、父母それぞれで点数を加点します。

類 型	状 況	父	母
卒 園 児	乳児専門保育所及び地域型保育事業（事業所内保育（従業員枠）を除く）の卒園児（地域型保育事業の卒園児については、原則、連携施設の利用を希望する場合にも適用）	最優先	
ひ と り 親	母子家庭又は父子家庭の状態にある場合	230	
保 育 士 ※	保育士として保育所等で就労予定（内定者）、又は現に就労している場合（月の労働時間が120時間以上）	200	200
	保育士として保育所等で就労予定（内定者）、又は現に就労している場合（月の労働時間が120時間未満）	100	100
育 児 休 業 復 帰 （「きょうだい」との併用不可。）	休業開始により退園した児童で、退園前に利用していた保育所等を希望する場合（育児休業の対象となる児童で、退園した児童と同一の保育所等を希望する場合にも適用）	170	
	休業開始により退園した児童で、退園前に利用していた保育所等以外を希望する場合（育児休業の対象となる児童で、退園した児童と同一の保育所等を希望する場合にも適用）	170	
	休業開始前から利用しているきょうだいと同一の保育所等を希望する場合	170	
	上記以外で、休業復帰に伴い保育所等の利用を希望する場合	140	
き ょ う だ い （「育児休業復帰」との併用不可。）	きょうだいが異なる保育所等に在籍しているため、いずれかに転園させる場合	170	
	既にきょうだいが在籍している保育所等を希望する場合	170	
	きょうだいで新たに同一の保育所等を希望する場合	170	
多 子 世 帯	小学校6年生までの児童が3人以上いる世帯（児童に増減があった場合は届出が必要です）	10	
保 護 者 の 障 害 （基本点数が「疾病、負傷、障害」以外の場合に限る。）	精神又は身体に障害を有する場合（身体障害者手帳1～3級、療育手帳重度又は中度、精神障害者保健福祉手帳1～2級の場合）	10	10
	精神又は身体に障害を有する場合（上記以外）	5	5
同 居 親 族 の 介 護、看 護 （基本点数が「同居親族の介護、看護」以外の場合に限る。）	同居の親族を常時介護、看護している場合（入院加療又は安静を要する状態）	10	
	同居の親族を常時介護、看護している場合（上記以外）	5	
当 該 児 童 の 障 害	利用申込みをしている児童が障害を有する場合	5	
生 活 保 護	就労による自立支援につながると判断される場合	5	
転 園 （転居又は転勤による転園希望の場合に限る。）	区外への転居又は転勤により、保育所等に在籍している児童を転園させる場合	10	
	区内での転居又は転勤により、保育所等に在籍している児童を転園させる場合	5	
そ の 他	児童福祉の観点から、福祉事務所長が必要と認める場合	△	△

※対象となる「保育所等」とは、認可保育所、認定こども園（保育部分）、地域型保育、病児保育（市）のことです。

※利用調整基準表については、令和7年11月時点のものであり、今後変更することがあります。

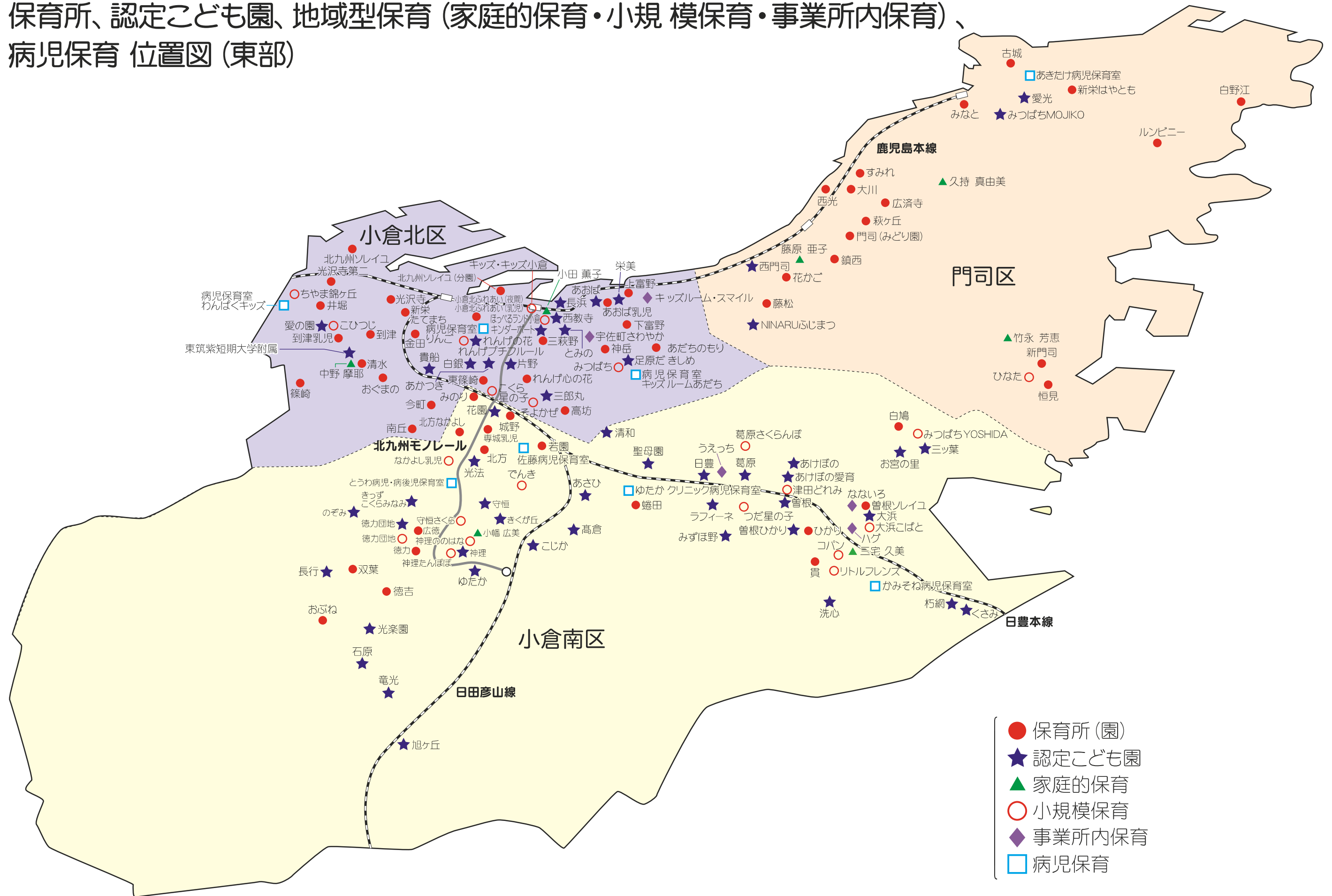
3 同一点数で並んだ場合の優先基準

「基本点数+調整点数」が同一点数で並んだ場合は、以下により、利用する児童を決定します。

ただし、「最優先」に該当するケースが同時に発生し、競合した場合には、福祉事務所長が総合的に判断し、優先順位を決定します。

段 階	優 先 基 準
第1段階	転園希望者よりも現在保育所等を利用していない方を優先する。
第2段階	当該施設において利用希望順位が高い方を優先する。
第3段階	保育所等の利用申込みを行っているものの、利用できずに待っている期間（利用開始希望日からの期間）が長い方を優先する。
第4段階	最初に、ひとり親を優先する。次に、基本点数（父母の基本点数を合計したもの）を比較し、点数が高い方を優先する。
第5段階	父又は母の基本点数のうち、いずれか低い点数を比較し、その点数が高い方を優先する。

保育所、認定こども園、地域型保育（家庭的保育・小規模保育・事業所内保育）、病児保育 位置図（東部）



保育所、認定こども園、地域型保育（家庭的保育・小規模保育・事業所内保育）、 病児保育 位置図（西部）

